

旅行業務取扱料金表

一般社団法人こんびら観光まちづくり協会

（この書面は旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面の一部となります。）

当協会では、お客様のご希望によって旅行業務をお引き受けする場合、このご案内に記載された条件によってお引き受けいたします。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。また、このご案内に記載のない事項については当協会旅行業約款によります。

国内旅行

区分		料金	記事
〔1〕取扱料金	ア.運送機関・宿泊機関その他のサービス機関の複合手配の場合	ご旅行費用総額の 20%以内 ※宿泊機関等 1 件 1 手配につき 550 円、運送機関等 1 件 1 手配につき 1,100 円、観光券等 1 件 1 手配につき 1,100 円の合算額を下限とします。	旅行契約成立後、お客様のお申し出により、旅行を中止される場合でも、取扱料金を収受いたします。
	イ.運送機関・宿泊機関その他のサービス機関を単一に手配する場合	1 手配につき 550 円以上ご旅行費用総額の 20%以内 同一施設に連泊の場合は 1 件として扱います。 ご旅行費用総額が 2,500 円未満の場合は 550 円を申し受けます。	
〔2〕変更手続料金		運送機関・宿泊機関等それぞれ 1 件につき 550 円以上 当該変更された運送機関・宿泊機関等に係る旅行費用の 20%以内 ※宿泊機関等 1 件 1 手配につき 550 円、運送機関等 1 件 1 手配につき 1,100 円、観光券等 1 件 1 手配につき 1,100 円の合算額を下限とします。	イ.手配着手後の変更・取消より申し受けます。 ロ.運送・宿泊機関等に対し、取消料・宿泊料・違約金その他の名目ですでに支払い、または、これから支払う費用は別途申し受けます。
〔3〕取消手続料金		運送機関・宿泊機関等それぞれ 1 件につき 550 円以上 当該変更された運送機関・宿泊機関等に係る旅行費用の 20%以内 ※宿泊機関等 1 件 1 手配につき 550 円、運送機関等 1 件 1 手配につき 1,100 円、観光券等 1 件 1 手配につき 1,100 円の合算額を下限とします。	
〔4〕相談料金	(1) お客様の旅行計画作成のための相談	基本料金：30 分 2,200 円 以降 30 分毎に 2,200 円	
	(2) 旅行日程表の作成	1 件 2,200 円	
	(3) 旅行代金見積書の作成	1 件 2,200 円	
	(4) 旅行地又は運送・宿泊機関等に関する情報提供	資料（A4 版）1 枚につき 1,100 円	
	(5) お客様の依頼による出張相談	上記(1)から(4)までの 5,500 円増し	

[5] 空港等でのあっ旋サービス料金		あっ旋員 1 名につき 11,000 円	イ. 夜 10 時から午前 5 時までの間、または日曜、祝祭日、 年末年始等に行う場合は 5,400 円増しになります。 ロ. 交通実費は別途申し受けます。
[6] 添乗サービス料金	添乗サービス	添乗員 1 名 1 日につき 33,000 円	添乗員の交通費・宿泊費その他添乗員が同行するために必要 な経費を別途申し受けます。
[7] 通信連絡料金	お客様のご依頼により緊急に現地手配・取消・ 変更等のために通信連絡を行った場合	1 件につき 550 円	電話料、その他通信実費は別途申し受けます。

- 注 1. 上記の各料金については、消費税が含まれています。
- 注 2. 「旅行費用」とは運賃・宿泊料その他の名目で、運送・宿泊機関等に対して、支払う費用を言います。
- 注 3. 上記料金には、電話料、通信費、送料等実費は含まれておりません。通信実費を別途申し受ける場合があります。
- 注 4. 上記料金は、旅行を中止される場合でも払戻ししません。